

## 愛知県公立大学法人給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給料)

第3条 教職員には、愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して給料を支給する。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、その給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 保健職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、愛知県公立大学法人給料に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第19号。以下「給料規程」という。）で定める。

### (初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 教職員の職務の級は、給料規程で定める基準により決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、給料規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、給料規程で定めるところにより決定する。
- 4 教職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。ただし、特別の場合の昇給は、理事長が定めた場合に行うことができる。
- 5 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（これらの教職員のうち理事長が別に定める教職員に限る。）にあつては3号給）とすることを標準として給料規程で定める基準に従い決定する。
- 6 55歳を超える教職員に関する前項の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に必要な事項は、給料規程で定める。
- 10 休職にされた教職員が復帰した場合、勤務時間休日休暇規程第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。）

第3条に規定する育児休業をし、又は同規程第20条第1項に規定する介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との権衡上必要があるときは、復帰した日、再び勤務するに至った日又は職務に復帰した日以後において、給料規程で定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

1 1 愛知県公立大学法人再任用に関する規程により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

1 2 再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間休日休暇規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第6条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、調整前における給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で、給料月額につき適正な調整額を定める。

2 給料の調整を行う職は、給料の調整額適用区分表（別表第4）の勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とし、給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて調整基本額表（別表第5）に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、育児介護休業規程第14条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）は、本文の規定による額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給与の支払）

第7条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

（給与の支給日及び支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

(1) その月の16日が日曜日に当たるとき 14日

(2) その月の16日が土曜日に当たるとき 15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときは、14日）

(3) その月の16日が休日に当たるとき 17日

2 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から末日まで支給するとき以外の

とき、その給料額は、その月の現日数から勤務時間休日休暇規程第6条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を日割りによって計算する。

6 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、その月の給料支払日前であっても、日割計算による請求の日までの給料をその際支給する。

7 前6項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人給料等支給方法規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第20号。以下「給料等支給方法規程」という。）で定める。

#### （扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）60歳以上の父母及び祖父母

（5）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人扶養手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第21号）及び給料等支給方法規程で定める。

#### （地域手当）

第10条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

2 地域手当の月額は、教職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の10.5を乗じて得た額とする。

#### （住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用量を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人の公舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他愛知県公立大学法人住居手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第22号。以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 前項の教職員のうち月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
  - (2) 前項の教職員のうち月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後あらかじめ定めた期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、第18条に規定する管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を除く。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員は、その採用が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師国家試験（以下「医師国家試験」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師国家試験（以下「歯科医師国家試験」という。）の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）から35年及び理事長が指定するこれに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 3 第1項に掲げる職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年を超えることとなる教職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 5 初任給調整手当の支給期間及び支給額は、教職員の採用の日又は第3項の教職員となった日以後の期間の区分に応じた初任給調整手当額表（別表第6）に掲げる額（育児短時間教職員にあつては、その額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）後にそれぞれ採用されたものに対する初任給調整手当額表の適用については、医師国家試験合格の日の翌月の1日（その日が月の1日であるときは、その日）を採用の日とみなして、その日からそれぞれ現に採用された日の前日までの期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 6 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間（第29条第1項又は第4項ただし書きの規定により、給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 7 初任給調整手当を支給されている教職員が異動した場合には、異動後の職が第1項及び第2項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。
- 8 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書（様式1）を作成し、保管するものとする。
- 9 初任給調整手当を支給する教職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の

日以降、初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で愛知県公立大学法人通勤手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第23号。以下「通勤手当規程」という。）で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、4万円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める職員にあつては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
  - (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、通勤手当規程で定めるもののうち新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関または有料の道路（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が4万円

を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあつては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(単身赴任手当)

第14条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する通勤箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員その他単身赴任手当規程で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（任用の事情等を考慮して単身赴任手当規程で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(大学入試センター試験監督等業務手当)

第14条の2 大学入試センター試験監督等業務手当は、大学入試センター試験（以下、「センター試験」という。）の監督等業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり20,000円を支給する。各大学の学部長等は、センター試験の監督等業務に従事した教員について、大学入試センター試験監督等業務手当整理簿（様式2）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

（教員免許状更新講習手当）

第14条の3 教員免許状更新講習手当は、次に掲げる教員免許状更新講習の講師として従事した教員に対して、1時間あたり6,150円（1時間未満の端数を生じた場合はその端数の時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を加えた額とし、講習が1時間に満たない場合はその満たない時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする）を支給する。

- (1) 教育の最新事情などの必修領域
- (2) 教科指導、生徒指導などの選択領域

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（この額に、初任給調整手当の支給を受ける教職員にあっては、この手当の月額につき第27条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。第4項から第6項まで、第17条第2項及び第18条第2項において同じ。）に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する休日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の150）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の160）

3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、100分の100とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、あらかじめ同規程第6条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間教職員が、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務の時間（同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。） 100分の50

6 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間（次号の時間を除く） 100分の25

(2) 前項第1号に掲げる時間（週休日の勤務に限る） 100分の15

(3) 前項第2号に掲げる時間 100分の25

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する日（以下「休日」という。）に勤務した場合に、当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該教職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務をした教職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（夜間勤務手当）

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（休日勤務手当）

第18条 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

（管理職手当）



第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち愛知県公立大学法人管理職手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。）で指定するものに在職する教職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において管理職手当規程で定める。  
（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の愛知県公立大学法人期末手当及び勤労手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第27号。以下「期末勤労手当規程」という。）で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（第29条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤労手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤労手当規程で定める教職員を除く。第23条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち期末勤労手当規程で定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき期末勤労手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して期末勤労手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤労手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤労手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤労手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤労手当規程で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

第22条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
  - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。
  - 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
    - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
    - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
    - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
  - 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間（期末勤勉手当規程で定める教職員にあっては、期末勤勉手当規程で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に定める額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額。

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(育児休業の教職員に係る期末手当等の支給)

第24条 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（育児介護休業規程第3条の規定によるものをいう。以下同じ。）をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第15条、第17条及び第18条の規定は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員には適用しない。

2 第9条、第11条、第12条の規定は、再任用職員には適用しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(地域手当等の支給方法)

第26条 地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、給料等支給方法規程で定める。

(勤務一時間当たりの給与額)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたものから139時間30分を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第28条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間休日休暇規程第15条に規定する休暇(組合休暇を除く。)の場合、就業規則又は法律の規定により特に勤務しないことが認められている場合(育児介護休業規程第24条に規定する部分休業、同第30条に規定する介護休業又は同第39条に規定する介護時間を承認された場合を除く。)を除き、その勤務しない時間1時間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 教職員が療養休暇(業務上の傷病及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。)による傷病による療養休暇を除く。)により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(退職者の給与)

第29条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、退職にされた原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その退職の期間中、給与の全額を支給する。

5 教職員が就業規則第19条第1項第4号及び第5号のいずれかに掲げる理由により退職にされたときは、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第4項又は第5項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に定める基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものと

する。

(育児休業者の給与)

第29条の2 育児介護休業規程第3条により、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児短時間勤務者の給与)

第29条の3 育児介護休業規程第14条により、育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給与等については次のとおりとする。

- (1) 給料月額 給料規程により算定される給料月額に、育児介護休業規程第15条により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (2) 通勤手当 育児短時間勤務教職員等のうち育児介護休業規程第15条第1項第4号及び第5号に定められた者については、通勤手当規程第8条に規定されている交代制勤務者等の例による。ただし、通勤手当規程第9条（自動車等使用者の支給額）で定められた額については、21から通勤所要回数数の数を差し引いた数を21で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 時間外勤務手当 愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4号）第22条の例による。
- (4) 期末手当及び勤勉手当 第20条第4項、第5項及び第23条第3項に規定する「給料の月額」については、「給料の月額を算出率」で除して得た額とする。第20条第5項に規定する「給料月額」についても、給料月額を算出率で除して得た額とする。

(雑則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

〔沿革〕 平成22年1月29日規程第11号改正

〔沿革〕 平成23年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成27年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第9号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第12号改正

〔沿革〕 平成28年12月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成29年3月22日規程第10号改正

〔沿革〕 平成29年12月27日規程第3号改正

〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正

(施行日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過規定)

- 2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、愛知県の職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の例による。
- 3 法人成立の日の前日に愛知県職員であり、かつ平成18年3月31日以前に採用された者については第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、次の表による区分の額を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	調整額			
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	450円	300円	150円	144円
	2級	525円	350円	175円	193円
	3級	675円	450円	225円	217円
	4級	750円	500円	250円	242円
	5級	975円	650円	325円	315円

(承継教職員に係る経過措置)

- 4 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）で、この規程によりその者の給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあつては、平成27年3月31日においてその者が受けていた給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）が施行日の前日において愛知県の職員の給与に関する条例の規定により受けていた給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日にあつては、当該給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）（給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第7号）の施行の日において教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級の欄及び号給欄に掲げる者以外の者（以下「減額改定対象職員」という。）にあつては、当該給料月額に100分の98.52を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「差額相当額」という。）を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては差額相当額に100分の75を乗じて得た額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間においては差額相当額に100分の50を乗じて得た額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては差額相当額に100分の25を乗じて得た額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
保健職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 5 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて給料を支給

する。

- 6 承継教職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立前に愛知県の職員の給与に関する条例その他愛知県の関係規定に基づき、愛知県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(追加 [平成21年3月27日規程第19号])

- 7 前三項の規定は、別表第4における調整数1の者について適用し、調整数0.5の者については次の表による区分の額を支給するものとする。

給料表	職務の級	調整額	
		平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職 給料表	1級	75円	72円
	2級	87円	96円
	3級	112円	108円
	4級	125円	121円
	5級	162円	157円

(追加 [平成23年3月30日規程第18号])

(55歳を超える管理職手当受給教職員の給与の減額措置)

- 8 平成30年3月31日までの間、第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第12項において「特定教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下「給料月額減額基礎額」という。)
- (2) 地域手当 当該特定教職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。))にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額

に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第23条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額

(5) 第29条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第29条第1項又は第4項ただし書 前各号に定める額

ロ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第29条第4項又は第5項本文 第1号から第3号までに定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第29条第6項 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 第29条第2項の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(ロ) 第29条第4項又は第5項本文の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(ハ) 第29条第4項ただし書の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
一般職給料表	6級
保健職給料表	6級

9 前項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第1項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した勤務しない



い時間一時間につき減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等に関する規定第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を同条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第2項の規定による減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の50を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第8項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあつては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

12 附則第8項から前項までに規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員になった場合における附則第8項の減ずる額の計算その他同項から前項までの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（33歳に満たない職員の号給の調整）

13 平成23年4月1日において33歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、同日において給与規程第5条第4項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成19年12月22日規程第61号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月8日規程第72号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規程第19号）

〔沿革〕平成21年5月29日規程第2号改正

〔沿革〕平成21年11月30日規程第7号改正

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（地域手当にかかる経過措置）

2 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、「100分の8」とする。

（派遣職員の給与、期末手当及び勤勉手当の特例）

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の4（平

成20年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、次の表の上欄に掲げる職員ごとに、同表の下欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同欄に定める割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

職 員	割 合	
	平成21年7月1日から同年1月30日まで	平成21年12月1日から平成22年3月31日まで
1 次号に掲げる職員以外の職員	100分の2.4	100分の0.4
2 規程第19条の規定により管理職手当を支給することとされる職員(以下「管理職手当受給職員」という。)	100分の3.1	100分の3.1

- 4 派遣職員のうち管理職手当受給職員の期末手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定にかかわらず、給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額に相当する額から当該額に100分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額をもって給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額とした場合に平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定により支給することとされる額とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

- 5 派遣職員のうち管理職手当受給職員の勤勉手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、給与規程第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) をそれぞれ減じた額とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第23条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第23条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第29条第1項及び第2項若しくは第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。) から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号に掲げる額を減じた額(当該額が0を下回る場合には0とする。以下「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者) については、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月からこの規定の施行の日(以下「施行日」という。) の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して期末勤勉手当規程で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ 平成21年12月1日まで引き続いて在職した期間で平成21年4月1日から施行日の前日までのもの(以下「継続在職期間」という。)について、平成21年3月27日規程第19号附則第3項及び第4項の規定を適用しないで算定した場合の給料額

ロ 継続在職期間について支給された給料額

附 則 (平成21年5月29日規程第2号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日規程第3号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規程第7号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月7日規程第8号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月29日規程第11号)

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規程第16号)

[沿革] 平成22年11月29日規程第12号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第11条第1項第2号に掲げる教職員に対しては、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、改正前の規程第11条第2項第2号中「7,200円」とあるのは、「3,600円」とする。
- 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の給料月額は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、規程第4条及び第5条(教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。)の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。
- 4 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に平成22年6月に支給する場合においては100分の3(管理職手当受給職員にあっては、同年6月に支給する場合においては100分の7、同年12月に支給する場合においては100分の4)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

附 則 (平成22年4月2日規程第1号)

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日規程第5号)

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、博士後期課程を除

く大学院の授業科目を前期及び後期担当（前期または後期のみの授業（前期または後期分の授業数がある集中講義を含む）を複数担当した場合を含む）する教授、准教授、講師及び助教については、適用日から施行日の前日までの間、改正前の別表第4を適用する。

附 則（平成22年11月29日規程第12号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日規程第18号）

〔沿革〕平成23年7月15日規程第1号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（給与規程第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）以外の職員にあっては、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで）の間（以下「特例期間」という。）において、給与規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、給与規程第4条及び第5条の規定により定められる額とする。
  - （1）手当の額（次号に掲げる給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）
  - （2）給与規程第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の3（管理職手当受給職員にあっては、平成23年6月に支給する場合においては100分の3、同年12月に支給する場合においては100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。
- 4 この規程の施行の日前から引き続き改正前の給与規程第28条第2項に規定する感染症による療養休暇により勤務しない職員については、改正後の給与規程第28条第2項の規定は、適用しない。
- 5 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による療養休暇により勤務しない職員に対する改正後の給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

附 則（平成23年7月15日規程第1号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条

の規定により定められた額とする。

- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の2.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成24年5月28日規程第1号）

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教職員の給料月額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。
- 4 教職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の1.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（施行期日）

附 則（平成26年3月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（以下「管理職手当受給教職員」という。）の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給教職員にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減じた額）から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 管理職手当受給教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。

附 則（平成26年12月24日規程第11号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程第18号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成28年3月24日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規程第12号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成28年12月26日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月22日規程第10号）

〔沿革〕平成30年3月26日規程第7号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるもの）については、3,500円」、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については11,800円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるもの）については、3,500円」、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については9,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人につい

ては8,000円)」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「5級」とあるのは「5级以上」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

(平成31年3月31日までの間における管理職手当の月額の特例)

- 5 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成29年12月27日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月26日規程第7号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 教育職給料表 (第4条関係)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	170,700	213,900	275,200	322,700	407,000	536,500
2	172,800	216,200	278,200	325,600	409,300	539,500
3	174,800	218,400	281,000	328,700	411,700	542,600
4	176,800	220,600	283,800	331,700	414,200	545,700
5	178,800	222,700	286,600	334,900	416,500	548,700
6	181,300	224,900	289,100	337,800	419,000	551,100
7	183,800	227,100	291,300	340,400	421,200	553,700
8	186,400	229,300	293,800	343,100	423,800	556,100
9	188,900	231,600	296,500	346,100	425,500	558,400
10	191,700	234,000	299,000	349,100	428,000	560,200
11	194,400	236,400	301,400	352,200	430,400	562,100
12	197,100	238,800	304,000	355,500	432,700	564,000
13	199,800	241,100	306,400	358,500	434,100	565,700
14	201,700	243,500	308,400	360,600	436,300	567,100
15	203,600	245,900	310,500	362,900	438,500	568,400
16	205,600	248,300	312,400	365,500	440,800	569,600
17	207,700	250,500	314,700	367,900	443,100	570,900
18	209,500	253,600	316,900	370,100	445,600	571,700
19	211,300	256,700	318,900	372,400	447,900	572,400
20	213,000	259,800	320,900	374,500	450,300	573,100

21	214,800	262,700	322,900	376,600	452,400	574,000
22	216,700	265,700	325,400	378,700	454,700	
23	218,600	268,600	328,000	380,900	457,100	
24	220,500	271,600	330,800	382,900	459,400	
25	222,500	274,400	332,900	384,500	461,400	
26	224,600	277,000	335,100	386,300	463,600	
27	226,700	279,500	337,400	388,100	465,800	
28	228,900	282,200	339,900	390,000	468,000	
29	230,900	285,100	342,300	391,900	470,100	
30	233,100	287,500	344,500	393,600	472,400	
31	235,400	289,700	346,600	395,300	474,600	
32	237,700	292,100	348,500	397,000	476,700	
33	239,900	294,600	350,700	398,700	478,600	
34	241,700	296,800	353,000	400,500	480,700	
35	243,400	299,300	355,300	402,100	483,000	
36	245,100	301,600	357,600	403,900	485,200	
37	246,800	304,100	359,300	405,000	487,400	
38	248,500	305,800	361,300	406,600	489,400	
39	250,000	307,500	363,400	408,200	491,300	
40	251,600	309,200	365,300	409,700	493,200	
41	253,700	311,100	367,200	410,700	495,200	
42	255,400	311,900	369,100	412,300	497,100	
43	256,800	312,800	370,900	413,800	498,800	
44	258,400	313,700	372,700	415,400	500,700	
45	259,800	314,700	374,600	416,800	502,600	
46	261,300	315,800	376,400	418,400	504,400	
47	263,000	316,700	377,900	419,800	506,200	
48	264,400	317,800	379,800	421,400	508,100	
49	265,800	318,800	381,300	422,900	509,900	
50	266,600	319,900	382,900	424,200	511,600	
51	267,200	320,800	384,700	425,500	513,400	
52	268,100	321,700	386,400	426,800	515,300	
53	268,800	322,900	387,500	427,500	516,900	
54	269,700	323,900	389,000	428,500	518,500	
55	270,400	324,900	390,400	429,400	520,200	
56	271,300	325,900	392,000	430,300	521,800	
57	272,100	326,800	393,400	431,200	523,400	
58	273,300	327,900	394,800	432,100	524,700	
59	274,300	329,000	396,100	433,000	526,000	
60	275,400	330,000	397,600	433,900	527,200	
61	276,400	331,000	398,900	434,800	528,400	



62	277,500	332,000	400,300	435,700	529,400
63	278,500	333,100	401,900	436,700	530,400
64	279,500	334,200	403,400	437,800	531,500
65	280,400	335,000	404,400	438,700	532,100
66	281,300	336,200	405,500	439,700	533,000
67	282,400	336,900	406,500	440,700	533,900
68	283,500	338,000	407,600	441,600	534,800
69	284,400	338,600	408,600	442,600	535,700
70	285,500	339,700	409,500	443,600	536,500
71	286,500	340,700	410,300	444,600	537,200
72	287,600	341,800	411,100	445,600	537,700
73	288,400	342,200	411,900	446,600	538,400
74	289,500	343,200	412,800	447,500	538,900
75	290,600	344,200	413,600	448,400	539,700
76	291,600	345,200	414,400	449,400	540,300
77	292,200	346,200	415,100	450,200	540,800
78	293,300	347,200	415,600	450,700	541,400
79	294,200	348,100	416,000	451,400	542,000
80	295,100	349,000	416,400	452,000	542,600
81	296,000	350,000	416,700	452,800	543,200
82	296,900	351,000	417,100	453,500	543,800
83	297,800	352,000	417,400	453,800	544,400
84	298,700	353,000	417,800	454,400	545,000
85	299,300	353,600	418,100	454,800	545,600
86	300,100	354,200	418,500	455,200	546,200
87	300,900	354,800	418,900	455,600	546,800
88	301,800	355,400	419,300	455,900	547,400
89	302,400	356,000	419,600	456,200	548,000
90	303,000	356,400	420,000	456,600	548,600
91	303,700	356,800	420,400	457,000	549,200
92	304,300	357,400	420,700	457,300	549,800
93	305,000	357,900	421,000	457,600	550,400
94	305,600	358,300	421,400	458,000	
95	306,200	358,800	421,700	458,300	
96	306,800	359,300	422,000	458,600	
97	307,500	359,900	422,400	458,900	
98	308,100	360,400	422,800	459,300	
99	308,700	360,800	423,100	459,600	
100	309,300	361,300	423,400	459,900	
101	309,700	361,700	423,700	460,200	
102	310,000	362,200	424,100		

103	310,300	362,500	424,400
104	310,700	363,000	424,700
105	311,000	363,500	425,000
106	311,400	363,900	425,400
107	311,700	364,400	425,700
108	312,000	364,900	426,000
109	312,400	365,300	426,300
110	312,700	365,800	426,600
111	313,100	366,300	426,900
112	313,500	366,700	427,200
113	313,800	367,100	427,500
114	314,300	367,500	427,800
115	314,600	368,000	428,100
116	314,900	368,400	428,400
117	315,100	368,800	428,600
118	315,400	369,200	
119	315,800	369,700	
120	316,200	370,100	
121	316,400	370,400	
122	316,700	370,800	
123	317,100	371,300	
124	317,500	371,600	
125	317,700	372,000	
126	317,900	372,500	
127	318,200	373,000	
128	318,600	373,400	
129	318,800	373,800	
130	319,100	374,300	
131	319,500	374,800	
132	319,700	375,300	
133	319,900	375,800	
134	320,200	376,300	
135	320,600	376,800	
136	320,800	377,300	
137	320,900	377,800	
138	321,100	378,300	
139	321,400	378,800	
140	321,700	379,400	
141	322,100	379,900	
142	322,400		
143	322,700		

144	323,000					
145	323,400					
146	323,700					
147	323,900					
148	324,200					
149	324,600					
150	324,900					
151	325,200					
152	325,400					
153	325,700					
154	326,000					
155	326,300					
156	326,600					
157	326,800					

備考 この給料表は大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2 一般職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	143,300	193,600	230,000	263,200	289,300	320,000	364,000	409,600	460,100	523,700
2	144,400	195,400	231,600	265,100	291,500	322,200	366,600	412,000	463,200	526,600
3	145,600	197,200	233,100	266,900	293,900	324,500	369,100	414,500	466,300	529,700
4	146,700	199,000	234,700	269,000	296,000	326,700	371,700	416,900	469,300	532,900
5	147,800	200,600	236,200	270,900	298,000	328,900	373,600	418,800	472,300	536,000
6	148,900	202,400	237,900	272,800	300,300	330,900	376,100	421,100	475,300	538,300
7	150,000	204,200	239,400	274,700	302,600	333,100	378,400	423,300	478,300	540,800
8	151,100	206,100	241,000	276,800	304,800	335,300	381,000	425,500	481,400	543,200
9	152,200	207,800	242,300	278,900	306,800	337,400	383,500	427,500	484,100	545,600
10	153,600	209,600	243,800	280,900	309,100	339,600	386,200	429,600	487,300	547,400
11	154,900	211,400	245,400	283,000	311,300	341,600	388,800	431,700	490,300	549,200
12	156,200	213,200	246,800	285,000	313,600	343,800	391,500	433,800	493,400	551,100
13	157,500	214,600	248,300	287,000	315,800	345,600	393,900	435,500	496,100	552,900
14	159,000	216,400	249,900	289,100	317,900	347,600	396,200	437,300	498,400	554,300
15	160,500	218,100	251,200	291,100	320,100	349,700	398,400	439,300	500,700	555,600
16	162,100	219,900	252,600	293,200	322,200	351,700	400,900	441,300	503,000	556,700
17	163,500	221,600	254,100	295,100	324,200	353,400	402,700	443,200	505,100	558,000
18	165,000	223,300	255,800	297,100	326,200	355,400	404,700	445,100	506,500	559,000
19	166,500	224,900	257,500	299,200	328,200	357,200	406,600	446,900	508,000	559,900

20	168,000	226,500	259,300	301,200	330,200	359,200	408,400	448,600	509,500	560,800
21	169,400	228,100	260,900	303,200	332,000	361,200	410,300	450,400	510,700	561,700
22	172,100	229,800	262,700	305,300	334,100	363,100	412,100	451,900	512,100	
23	174,700	231,400	264,400	307,300	336,200	365,100	413,900	453,300	513,600	
24	177,300	233,000	266,100	309,400	338,300	367,000	415,800	454,800	515,100	
25	180,000	234,200	268,100	311,100	339,700	369,000	417,600	456,200	516,200	
26	181,700	235,700	270,000	313,200	341,600	370,900	419,100	457,500	517,300	
27	183,400	237,100	271,900	315,300	343,500	372,900	420,600	458,800	518,500	
28	185,200	238,400	273,700	317,300	345,400	374,900	422,300	460,000	519,700	
29	186,700	239,700	275,400	319,100	347,100	376,400	423,900	461,000	520,700	
30	188,500	240,900	277,300	321,100	349,000	378,200	425,200	461,700	521,600	
31	190,300	241,900	279,200	323,200	350,900	380,100	426,500	462,500	522,500	
32	192,000	243,100	280,900	325,300	352,700	381,700	427,700	463,200	523,400	
33	193,600	244,400	282,500	326,600	354,600	383,500	428,900	463,900	524,200	
34	195,100	245,600	284,400	328,600	356,400	384,900	430,200	464,700	525,100	
35	196,600	246,800	286,200	330,500	358,300	386,400	431,500	465,400	525,800	
36	198,100	248,100	288,100	332,600	360,000	388,000	432,700	466,100	526,300	
37	199,400	249,100	289,700	334,500	361,400	389,400	433,900	466,600	527,000	
38	200,700	250,500	291,400	336,500	362,700	390,600	434,700	467,200	527,600	
39	202,000	251,900	293,300	338,500	364,100	391,800	435,500	467,800	528,400	
40	203,300	253,400	295,100	340,400	365,500	392,900	436,300	468,400	529,000	
41	204,600	254,800	296,700	342,300	366,800	394,000	436,900	468,900	529,500	
42	206,000	256,200	298,400	344,200	367,700	395,200	437,600	469,400		
43	207,300	257,600	299,900	346,000	368,800	396,400	438,300	469,800		
44	208,600	258,900	301,500	347,900	369,900	397,500	439,000	470,100		
45	209,800	260,100	303,100	349,400	370,700	398,200	439,800	470,400		
46	211,100	261,400	304,800	350,800	371,600	398,900	440,600	470,900		
47	212,400	262,800	306,400	352,300	372,500	399,600	441,000	471,300		
48	213,700	264,100	308,100	353,800	373,400	400,300	441,700	471,600		
49	214,800	265,300	309,100	355,400	374,300	401,000	442,200	471,900		
50	215,900	266,400	310,600	356,200	375,100	401,600	442,600	472,400		
51	216,900	267,700	312,100	357,500	375,900	402,100	443,000	472,800		
52	218,000	269,000	313,700	358,500	376,700	402,500	443,400	473,100		
53	219,100	270,000	315,400	359,400	377,400	402,900	443,800	473,400		
54	220,100	271,200	317,000	360,500	378,100	403,200	444,300			
55	221,000	272,500	318,600	361,400	378,800	403,500	444,700			
56	222,000	273,800	320,100	362,500	379,600	403,800	445,000			
57	222,500	274,800	321,600	363,400	380,100	404,100	445,300			
58	223,400	275,800	322,800	364,100	380,700	404,400	445,700			
59	224,200	276,700	324,000	364,800	381,300	404,700	446,000			
60	225,100	277,800	325,200	365,500	382,000	405,000	446,300			

61	225, 800	278, 900	325, 900	365, 900	382, 400	405, 300	446, 600			
62	226, 800	279, 900	326, 800	366, 500	383, 100	405, 600	447, 000			
63	227, 700	280, 800	327, 600	367, 200	383, 700	405, 900	447, 300			
64	228, 600	281, 800	328, 400	367, 900	384, 300	406, 200	447, 600			
65	229, 300	282, 400	329, 300	368, 200	384, 700	406, 500	447, 900			
66	230, 100	283, 300	329, 700	368, 900	385, 300	406, 800				
67	231, 000	284, 000	330, 400	369, 600	385, 900	407, 100				
68	232, 100	284, 900	331, 200	370, 300	386, 500	407, 400				
69	232, 800	285, 900	332, 000	370, 600	386, 900	407, 600				
70	233, 500	286, 700	332, 700	371, 200	387, 400	407, 900				
71	234, 100	287, 500	333, 400	371, 900	387, 900	408, 200				
72	234, 900	288, 300	334, 100	372, 500	388, 500	408, 500				
73	235, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 800	408, 700				
74	236, 400	289, 600	335, 200	373, 400	389, 200	409, 000				
75	237, 100	290, 000	335, 800	374, 100	389, 600	409, 300				
76	237, 700	290, 500	336, 400	374, 700	390, 000	409, 500				
77	238, 400	290, 600	336, 700	375, 100	390, 300	409, 700				
78	239, 200	291, 000	337, 200	375, 600	390, 600	410, 000				
79	240, 000	291, 200	337, 600	376, 200	390, 900	410, 300				
80	240, 700	291, 600	338, 100	376, 700	391, 200	410, 500				
81	241, 300	291, 800	338, 500	377, 200	391, 400	410, 700				
82	242, 000	292, 000	339, 000	377, 800	391, 700	411, 000				
83	242, 700	292, 500	339, 500	378, 300	392, 000	411, 300				
84	243, 400	292, 800	340, 000	378, 600	392, 200	411, 500				
85	244, 000	293, 100	340, 300	379, 100	392, 400	411, 700				
86	244, 700	293, 400	340, 700	379, 600	392, 700					
87	245, 400	293, 700	341, 200	380, 000	393, 000					
88	246, 100	294, 100	341, 600	380, 400	393, 200					
89	246, 700	294, 400	341, 900	380, 800	393, 400					
90	247, 200	294, 800	342, 300	381, 300	393, 700					
91	247, 500	295, 100	342, 800	381, 700	394, 000					
92	247, 900	295, 500	343, 200	382, 100	394, 200					
93	248, 200	295, 600	343, 400	382, 400	394, 400					
94		295, 800	343, 800	382, 900						
95		296, 200	344, 300	383, 300						
96		296, 600	344, 700	383, 700						
97		296, 800	344, 800	384, 000						
98		297, 100	345, 300							
99		297, 500	345, 700							
100		297, 900	346, 000							
101		298, 100	346, 300							

102		298,400	346,700							
103		298,800	347,100							
104		299,100	347,500							
105		299,300	348,000							
106		299,600	348,400							
107		300,000	348,800							
108		300,300	349,200							
109		300,500	349,700							
110		300,900	350,100							
111		301,300	350,400							
112		301,600	350,700							
113		301,700	351,200							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
再任用	188,200	215,800	256,000	275,500	290,600	316,200	358,100	391,300	442,600	523,400

備考 この表は、教育職給料表、保健職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 保健職給料表（第4条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,000	189,700	238,300	261,200	286,300	331,000	375,400
2	163,500	191,800	240,100	262,200	288,100	333,100	378,000
3	165,000	193,900	241,900	263,100	289,900	335,100	380,800
4	166,400	195,900	243,700	264,200	291,800	337,400	383,400
5	167,900	198,000	245,100	264,900	293,700	339,400	385,600
6	169,400	200,300	246,400	265,900	295,500	341,500	388,000
7	170,900	202,600	247,600	266,700	297,400	343,700	390,300
8	172,400	204,900	248,900	267,700	299,200	345,800	392,600

9	173,700	207,400	250,000	268,800	301,100	347,300	394,600
10	175,400	208,800	251,100	269,600	303,000	349,300	396,700
11	177,000	210,200	252,000	270,800	304,800	351,200	398,900
12	178,500	211,500	252,900	272,000	306,700	353,200	401,300
13	180,000	212,900	254,200	273,300	308,300	355,200	403,200
14	182,000	214,400	255,300	274,600	309,900	357,400	405,200
15	184,100	215,900	256,100	275,800	311,700	359,500	407,400
16	186,100	217,100	257,100	277,200	313,500	361,500	409,600
17	188,300	218,500	257,800	278,500	315,400	363,500	411,600
18	190,400	220,000	258,700	279,900	317,000	365,500	413,800
19	192,500	221,500	259,700	281,100	318,700	367,600	416,000
20	194,600	223,000	260,600	282,500	320,400	369,700	418,100
21	196,700	224,400	261,500	284,100	321,800	371,400	420,000
22	198,900	226,100	262,500	285,700	323,300	373,500	421,900
23	201,100	227,900	263,400	287,200	324,800	375,600	423,800
24	203,300	229,600	264,400	288,600	326,300	377,600	425,700
25	205,300	231,000	265,600	289,900	327,800	379,700	427,400
26	206,700	232,700	266,900	291,700	329,200	381,300	429,000
27	208,000	234,400	268,100	293,600	330,700	383,200	430,700
28	209,300	236,100	269,300	295,300	332,300	385,100	432,300
29	210,500	237,700	270,500	296,800	333,500	386,900	433,600
30	211,700	239,100	272,100	298,400	335,000	388,600	434,900
31	213,000	240,400	273,700	300,000	336,500	390,500	436,500
32	214,200	241,500	275,100	301,700	338,000	392,300	438,000
33	215,500	242,700	276,700	303,100	339,600	394,000	439,700
34	216,800	243,800	278,200	304,600	341,100	395,700	441,300
35	218,100	244,700	279,500	306,200	342,700	397,500	442,700
36	219,400	245,800	280,800	307,800	344,200	399,200	444,200
37	220,800	246,900	282,400	309,200	345,900	400,900	445,300
38	222,200	248,000	283,800	310,600	347,500	402,600	446,600
39	223,500	248,900	285,300	312,000	349,000	404,400	447,900
40	224,900	250,100	286,700	313,600	350,600	406,200	449,300
41	225,900	250,700	288,200	315,200	351,800	407,700	450,300
42	227,400	251,600	289,700	316,600	353,300	409,200	451,000
43	228,800	252,500	291,200	318,000	354,800	410,700	451,800
44	230,200	253,400	292,900	319,500	356,200	412,000	452,400
45	231,400	254,200	294,200	320,400	357,900	413,100	453,300
46	232,800	255,200	295,600	321,800	358,900	414,200	454,000
47	234,100	256,100	297,100	323,200	360,400	415,300	454,800
48	235,400	257,100	298,600	324,700	361,700	416,500	455,600
49	236,400	258,100	299,800	325,800	363,100	417,800	456,300

50	237,500	259,300	301,100	327,200	364,500	418,900	457,000
51	238,500	260,500	302,300	328,500	365,800	420,100	457,700
52	239,600	261,700	303,700	329,800	367,200	421,200	458,500
53	240,700	262,800	305,100	331,200	368,700	422,500	459,300
54	241,800	264,300	306,400	332,600	369,900	423,500	460,100
55	242,800	265,700	307,800	334,000	371,000	424,600	460,800
56	243,800	267,100	309,200	335,300	372,200	425,700	461,500
57	244,600	268,700	310,100	336,300	373,300	426,800	462,300
58	245,600	270,300	311,300	337,600	374,200	427,300	
59	246,300	271,900	312,500	338,800	375,200	427,900	
60	247,300	273,400	314,000	340,100	376,200	428,300	
61	248,200	274,800	315,100	341,200	376,800	428,900	
62	249,300	276,300	316,400	342,100	377,600	429,400	
63	250,100	277,800	317,700	343,300	378,400	429,800	
64	251,100	279,100	318,900	344,600	379,300	430,300	
65	252,000	280,600	320,200	345,700	380,000	430,900	
66	253,000	282,100	321,500	346,900	380,700	431,300	
67	254,100	283,600	322,800	348,100	381,500	431,600	
68	255,000	285,100	324,100	349,200	382,200	431,900	
69	255,800	286,200	324,800	350,200	382,800	432,300	
70	256,900	287,700	325,900	351,200	383,400	432,700	
71	258,000	289,200	327,000	352,300	384,100	433,000	
72	259,200	290,600	327,900	353,400	384,700	433,300	
73	260,600	291,700	329,200	354,200	385,400	433,700	
74	261,900	293,200	329,900	355,300	385,900	434,100	
75	263,200	294,400	331,000	356,400	386,500	434,400	
76	264,400	295,700	332,200	357,600	387,000	434,700	
77	265,400	297,100	333,300	358,300	387,400	435,100	
78	266,500	298,400	334,500	359,100	388,000	435,500	
79	267,800	299,600	335,700	359,900	388,500	435,800	
80	269,000	300,900	336,900	360,600	388,800	436,100	
81	270,000	301,500	338,000	361,200	389,100	436,500	
82	271,100	302,700	339,100	361,700	389,600	436,900	
83	272,200	303,800	340,100	362,300	390,000	437,200	
84	273,300	305,000	341,200	362,800	390,300	437,500	
85	274,100	306,100	342,100	363,400	390,600	437,900	
86	275,000	307,300	343,100	363,900	391,100	438,300	
87	276,100	308,500	344,000	364,500	391,600	438,600	
88	277,200	309,600	345,000	365,000	392,000	438,900	
89	278,100	310,900	346,000	365,400	392,300	439,300	
90	279,000	312,100	346,800	365,800	392,700	439,700	



91	279,800	313,300	347,600	366,400	393,200	440,000
92	280,800	314,600	348,400	366,900	393,600	440,300
93	281,700	315,400	349,000	367,200	394,000	440,700
94	282,700	316,100	349,600	367,700		441,100
95	283,600	316,800	350,300	368,100		441,400
96	284,600	317,400	350,900	368,400		441,700
97	285,300	318,100	351,300	369,000		442,100
98	286,100	318,400	351,700	369,500		
99	286,700	319,000	352,200	370,000		
100	287,600	319,700	352,600	370,500		
101	288,400	320,100	353,100	371,100		
102	289,200	320,700	353,500	371,600		
103	290,000	321,300	354,000	372,100		
104	290,800	321,900	354,400	372,500		
105	291,500	322,300	354,700	373,100		
106	292,000	322,800	355,200	373,600		
107	292,600	323,300	355,600	374,100		
108	293,100	323,800	355,900	374,600		
109	293,300	324,200	356,400	375,200		
110	293,600	324,600	356,900	375,600		
111	293,800	324,900	357,500	376,100		
112	294,200	325,200	358,000	376,600		
113	294,500	325,600	358,500	377,200		
114	294,700	326,000	359,000			
115	295,100	326,400	359,500			
116	295,400	326,700	359,900			
117	295,700	326,900	360,300			
118	296,000	327,200	360,700			
119	296,300	327,600	361,200			
120	296,700	327,800	361,700			
121	297,000	328,000	362,100			
122	297,400	328,300	362,600			
123	297,700	328,600	363,100			
124	298,100	328,900	363,600			
125	298,300	329,100	363,900			
126	298,500	329,400				
127	298,800	329,800				
128	299,200	330,000				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,400				
131	300,100	330,800				

132	300,500	331,000					
133	300,700	331,300					
134	301,000	331,700					
135	301,400	332,100					
136	301,700	332,500					
137	301,900	332,800					
138	302,200	333,200					
139	302,600	333,600					
140	302,900	334,000					
141	303,100	334,300					
142	303,500	334,700					
143	303,900	335,000					
144	304,200	335,400					
145	304,300	335,800					
146	304,600	336,200					
147	304,900	336,600					
148	305,300	337,000					
149	305,500	337,300					
150	305,700	337,700					
151	306,000	338,100					
152	306,300	338,500					
153	306,700	338,800					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
再任用 職員	235,800	256,200	263,400	273,700	290,000	327,300	371,900

この表は、大学に勤務する保健師に適用する。

別表第4 給料の調整額適用区分表（第6条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
愛知県立大学及び愛知県立芸術大学	(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教	2
	(2) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、授業科目（講義、演習、実験又は実習（愛知県芸術大学の特別演習は除く。))を担当する教授、准教授、講師及び助教	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院担当教員（(1)から(3)に掲げる者を除く。）	0.5

別表第5 調整基本額表（第6条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表	1級	8,900円
	2級	10,400円
	3級	11,800円
	4級	12,600円
	5級	14,900円
	6級	16,100円

別表第6 初任給調整手当額表(第12条関係)

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	50,700円
1年以上2年未満	50,700円
2年以上3年未満	50,700円
3年以上4年未満	50,700円
4年以上5年未満	50,700円
5年以上6年未満	50,700円
6年以上7年未満	48,900円
7年以上8年未満	47,100円
8年以上9年未満	45,300円
9年以上10年未満	43,500円

10年以上11年未満	41,700円
11年以上12年未満	39,900円
12年以上13年未満	38,100円
13年以上14年未満	36,300円
14年以上15年未満	34,900円
15年以上16年未満	33,500円
16年以上17年未満	32,100円
17年以上18年未満	30,700円
18年以上19年未満	29,300円
19年以上20年未満	27,900円
20年以上21年未満	26,500円
21年以上22年未満	25,900円
22年以上23年未満	25,300円
23年以上24年未満	24,300円
24年以上25年未満	23,700円
25年以上26年未満	23,100円
26年以上27年未満	22,500円
27年以上28年未満	21,900円
28年以上29年未満	21,100円
29年以上30年未満	20,800円
30年以上31年未満	20,400円
31年以上32年未満	19,800円
32年以上33年未満	18,900円
33年以上34年未満	18,000円
34年以上35年未満	17,300円

備考 この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

様式1 初任給調整手当支給調書（第12条関係）

初任給調整手当支給調書

所属名		職名		氏名	
				職員番号	
支給要件	手当の根拠	給与規程第12条			
	試験の種類・区分				
	学歴（学部・学科で記入）	（ 年 月 日 <sup>卒</sup> 修了）			
	免許の種類	（ 年 月 日取得）			
	採用又は異動年月日	年 月 日（該当条項第 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 条号）			
	同上の日の級・号給	職給料表（ ） 級 号給			
採用（異動）前に支給されていた期間	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
支給予定期間	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
休職によって支給されなかった期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日間	
支給されなくなった場合はその期日と理由		年 月 日（理由 ）			

様式2 (第14条の2関係)

大学入試センター試験監督等業務手当整理簿

支給月	平成	年	月	確認者(学部長等)氏名		印	
大学名	職名	氏名	手当額(円)	従事日	支給額(円)	備考	

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。